

令和2年4月28日

保護者の皆様

京都市立北白川小学校
校長 藤林 弘之

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

《臨時休業期間の延長について》

- * 臨時休業を、5月17日（日）まで延長し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。
- * 特例預かりの実施及び臨時休業期間の諸対応については今週配布しますお便りをご覧ください。